

養老令における親族名称について —五等親条と服紀条を中心に—

胡 潔

キーワード：等親、服紀、五服、親族、家族

一 はじめに

本稿は、八世紀前半に制定された養老令の五等親条と服紀条にある親族名称を取りあげる。親族名称は家族形態、親族形態を反映したものであり、異なる構造の社会では異なる親族名称が用いられている。古代中国の親族名称は父系と母系とが厳密に使い分けられているのに対し、古代日本のそれは基本的に父系、母系を区別しない。本来的に異なるこれらの両系統の親族名称には、古代日本の中国文化、特に律令制度の導入によって一つの接点が見られる。九世紀後半に編纂された『令集解』によって伝えられた養老令を見ても、そこには中国の親族名称が多く使われており、中でも最も集中的に用いられているのは儀制令五等親条と喪葬令服紀条である。等親とは親族の等級である。親族間の親疎を計る尺度である点では現在で言う親等と同じ意味だが、家族・親族の階級的序列を表す点では親等と違う。一方、服紀とは服喪期間のことである。等親や服喪の期間を規定するこれらの二条文が中国の五服制度に倣って制定されたものだということは早くから指摘されて、今では定説になっている。五服とは、服喪制度の用語で、死者と生者との親疎関係によって斬衰・齊衰・大功・小功・總麻ごんさい しさい たいこう しょうこう しまの五種の服に大別され、さらに服の期間によって細分される、その服喪のことを言う。古代中国においては服喪制度が礼制の一部として早くから発達しており、『儀礼』や『礼記』に反映された先秦時代の服制を見ても、すでに体系的に形成されていることが分かる。このような親族間の服喪に用いる服の等級がやがて律令の等親基準として用いられるようになったと考えられている¹。一方、古代日本が中国の律令を導入した際に唐律令の行間から絶えず現れてくる五服制の用語に遭遇したことは想像に難くない。恐らくその対応に迫られて制定されたのが五等親条と服紀条ではないか、と考える。ただ服喪基準＝等親基準のような一元的基準を取る唐律令²に対して、日本の養老令では儀制令に五等親条を置き、喪葬令に服紀条を置くという二元的基準法によって対応している。

中国の五服制と養老令の五等親条、服紀条の関係については、早くから牧野巽氏、中田薫氏の研究があり、近年では明石一紀氏や成清弘和氏らによってさらに進められている³。服紀条にこそ日本固有の親等法が見られ、日本古来の親族制度が反映されている

という牧野・中田両氏の見解を受けて、明石氏が大宝律令における服紀条の重要性を説き、養老律令によって五等親条に重点を置き換えられたと指摘している。しかし、両条の制定が五服制の導入とどのような関わりを持ち、なぜ唐律令の一元的親族基準をあえて二元的基準に改変せざるをえなかったのか、といった問題はなお検討する余地があるように思われる。私がこの両条文に注目した理由は、日本と中国とでは親族組織そのものの基本観念が異なるにもかかわらず、律令条文では同一漢字の親族名称が用いられているからである。従って、この論文が目指すところは、漢語系親族名称の応用過程に現れてくる日本的な変容を明らかにすることにあり、さらに両社会の親族関係の相違、古代日本の外来文化の摂取のありかたを明らかにすることにある。ただ令文の親族名称の分析によって明らかにされる両条の特質は、あくまで律令制定者の制定時の意図にすぎず、等親制度、服紀制度そのものの実施状況とは必ずしも一致しないことを断っておく。当時実際に行われていた等親、服喪についてはまた別個の史料にあたって考える必要があるだろう。

二 五服制度と五等親条・服紀条

議論に入る前に、まず大唐開元礼五服制度と養老令の両条一儀制令五等親条、喪葬令服紀条を表1～表3に掲げておく。

まず五服制度と養老令の両条の対応関係を見てみると、五等親条は大略五服制の期間の長さに対応して斬衰三年、齊衰三年を一等に、齊衰杖期と不杖期を二等に、齊衰五ヶ月、大功を三等に、齊衰三ヶ月、小功を四等、細麻を五等に再編成したといえよう。それに対し、服紀条では直系尊長に関しては五等親条と同様に配列しているが、直系卑幼、父系傍系親、母系親に関しては、大幅な降下と上昇を行っている。そして、両条ともに行ったのは五服の親族名称の削除である。五等親条では五服の親族の半分が削除されており、服紀条ではさらに半分削除されている。これまで中国の五服制と養老令の両条の異同について最も多く言及されてきたのは両者の親族の規模であり⁵、本稿も養老令の両条における親族名称の削除について考察するが、両条に見られる改変法は決して親族規模の縮小のみならず、拡大、読替、上昇、降下などさまざまな親族名称の操作が行われているのである。以下中国の五服制から五等親条、服紀条に変容していくプロセスをもう少し立ち入って追及し、古代日本の等親制の特質及び漢語系の親族名称の応用の一端を窺いたい。

I 父系継承の問題について

古代中国の親族組織を理解する上で、「宗族」はキーワードである。この言葉には広義と狭義の二通りの意味がある。広義では同じ始祖から出た父系親の集団で、狭義では

表1 大唐開元礼五服制度（殯服は省略。【正】は正服、【義】は義服、【降】は降服、【加】は加服⁴ 筆者注）

斬衰 三年	【正】子為父 女子子在室為父 女子子嫁反在父之室為父 【加】嫡孫為祖 父為長子 【義】為人後者為所後父 妻為夫 妾為君 国官為国君
齊衰 杖周 不杖期 五月 三月	三年 【正】子為母 【加】為祖後者祖卒為祖母 【義】母為長子（繼母如母 慈母如母）繼母為長子 妾為君之長子 杖周 【降】父卒母嫁及出妻之子為母皆報 【正】為祖後者祖在為祖母 【義】父卒繼母嫁從為之服報 夫為妻 不杖期 【正】為祖父母 為伯叔父 為衆子 為兄弟 為兄弟之子 為嫡孫 為姑姊妹女子子在室及適人無主者姑姊妹報 女子子為祖父母 妾為其子 【加】女子子適人者為兄弟之為父後者 【降】妾為其父母 為人後者為其父母報 女子子適人者為其父母 【義】為伯叔母 為繼父同居者 妾為嫡妻 妾為君之庶子 婦為舅姑 為夫之兄弟之子 舅姑為嫡婦 五月 【正】為曾祖父母 女子子在室者及嫁者為曾祖父母 三月 【正】為高祖父母 女子子在室者及嫁者為高祖父母 【義】為繼父不同居
大功 九月	【正】為從父兄弟 為庶孫 【降】為女子子適人者 為姑姊妹適人者報 出母為女子子適人者 為兄弟之女適人者報 為人後者為其兄弟 為人後者為其姑姊妹在室者報 【義】為夫之祖父母 為夫之伯叔父母報 為夫之兄弟女適人者報 夫為人後者其妻為本生舅姑 為衆子婦
小功 五月	【正】為從祖祖父報 為從祖父報 為從祖祖姑姊妹在室者報 為從祖兄弟報 為從祖祖姑在室者報 為外祖父母 為舅及從母丈夫婦人報 【降】為從父姊妹適人者報 為孫女適人者 為人後者為其姑姊妹適人者報 【義】為從祖祖母報 為從祖母報 為夫之姑姊妹在室及適人者報 為娣姁婦報 為同母異父兄弟姊妹報 為嫡母之父母兄弟從母 為庶母慈己者 為嫡孫婦 母出為繼母之父母兄弟從母 嫂叔報
總麻 三月	【正】為族兄弟 為族曾祖父報 為族祖父報 為族父報 為外孫 為曾孫玄孫 為從母兄弟姊妹 為姑之子 為舅之子 為族曾祖姑在室者報 為族祖姑在室者報 為族姑在室者報 【降】女子子適人者為從祖祖父報 為從祖姑姊妹適人者報 庶子為父後者為其母 為從祖祖姑適人者報 為人後者為外祖父母 為兄弟之孫女適人者報 【義】為族曾祖母報 為族祖母報 為族母報 為庶孫之婦 女子子適人者為從祖伯叔母 為庶母 為乳母 為婿 為妻之父母 為夫之曾祖高祖父母 為夫之從祖祖父報 為夫之從祖父母報 為夫之外祖父母報 為夫之從祖兄弟之子 為夫之從父兄弟之妻 為夫之從父姊妹在室及適人者 為夫之舅及從母報

表2 養老令儀制令五等親条

一等	父母。養父母。夫。子
二等	祖父母。嫡母。繼母。伯叔父姑。兄弟姊妹。夫之父母。妻。妾。姪。孫。子婦。
三等	曾祖父母。伯叔婦。夫姪。從父兄弟姊妹。異父兄弟姊妹。夫之祖父母。夫之伯叔姑。姪婦。繼父同居。夫前妻妾子
四等	高祖父母。從祖祖父姑。從祖伯叔父姑。夫兄弟姊妹。兄弟妻妾。再從兄弟姊妹。外祖父母。舅姨。兄弟孫。從父兄弟子。外甥。曾孫。孫婦。妻妾前夫子。
五等	妻妾父母。姑子。舅子。姨子。玄孫。外孫。女娣。

表3 養老令喪葬令・服紀条

一年	君。父母。及夫。本主。
五月	祖父母。養父母。
三月	曾祖父母。外祖父母。伯叔姑。妻。兄弟姊妹。夫之父母。嫡子。
一月	高祖父母。舅姨。嫡母。繼母。繼父同居。異父兄弟姊妹。衆子。嫡孫。
七日	衆孫。從父兄弟姊妹。兄弟子。

「上湊高祖、下至玄孫」（『白虎通德論』「宗族」）の父系親族の集まりを指す。即ち「己」を含めて上下五代一上には「高祖父」までの各世代、下には「玄孫」までの各世代一あわせて九世代を直系親に、各世代の兄弟姉妹及びその配偶者、子孫を傍系親により構成された父系親集団が「宗族」の実体である。このような父系親族集団の構造を体系的にかつ可視的に表したのが五服制である。五服制の特徴としてまず挙げられるのは本族意識、継承意識、秩序意識であろう。父系親族集団の本族意識が五服の等級の設定からも窺える。例えば本族（宗）の親族への服が大部分の、しかも重い服を占めているのに対し、姻族への服は少なくしかも軽い。また女性は未婚と既婚とで区別され、結婚して他族に入った女性の服は一等下げられる。さらに尊卑、長幼の序列によって親族内部の秩序が図られている。このような強烈な父系中心思想を持つ宗族にとって、父系の継承者は常に第一義的に重要視され、服の上では最も重い服等が与えられている。五服の一等服「斬衰」の正服に「子為父」、加服に「嫡孫為祖」、「父為長子」、さらに義服に「為人後者為所後父」がある。子の父の為の服であると同時に、父（祖父）の長子（嫡孫）の為の服でもある。長幼の秩序から言ってみれば卑幼であるにも関わらず、父親が嫡子、祖父が嫡孫のために最も重い斬衰に服するのは何故か。その傍注によれば、「其の先祖の正体に当り、又己に代わり廟主と為らむを重ざる故なり（重其当先祖之正体又将代己為廟主故）」ということである。つまり、男系の正統を受け継いで、またこれから子孫に伝える継承者だから重じられて一等服に置かれるのである。父系の継承者は①嫡子、②嫡孫—嫡子が早世した場合にその代替としての継承者、③為人後者—子孫のいない父系親族の跡継となる者の三種類に分けられる。彼らは「重きを承く（承重）」、「後を承く（承後）」者と目され、祭祀権を持ち、廟主となる。彼らに対する父母の服は衆子より一等重く、また彼らの配偶者に対する舅姑の服も衆子婦、衆孫婦より一等重い。この父系継承理念を最もよく表しているのは、「為人後者」の場合である。男性に跡継ぎとなるべき子孫がいない場合、同宗の中から昭穆の合った者を選んで「嗣子」即ち己の継承者とするが、その嗣子にとって、継承するところの父親が第一義となり、そのために三年斬衰に服し、逆に自分の生父、生母、兄弟姉妹に対する服が一等下がるのである。そこに、個人血縁や長幼を超越した父系の「系」の論理が容易に看取されよう。

一方、このような父系継承の意識は五等親条と服紀条において、それぞれの改変によって見えなくなっている。五等親条においては「嫡子」、「嫡孫」が単なる「子」や「孫」に短縮され、「為人後者為所後父」の「所後父」も「養父母」に変えられたのである。いうまでもなく「為人後者」は嗣子で、一般的な意味での「養子」とは違い、「所後父」も一般の「養父母」とは違う⁶。つまり、「嫡子」や「嫡孫」の「嫡」の限定語を取ることによって、嫡庶の区別を無くし、子ども一般を指すようになり、また「所後父」を「養父母」に変えることによって、継嗣関係が一般的養育関係に変えられたのである。しか

も「養父母」は「父母」と同等に一等親に並べられているのである。

このような平等主義を採っている五等親条に対し、服紀条においては、嫡子と衆子、嫡孫と衆孫、生父母と養父母の間に服等の差が設けられている。この違いが五等と服紀の両条の性格の相違を端的に示しているように思われるが、それについては後述する。ここで注目したいのは服紀条の「嫡子」と継承意識の関係である。確かに服紀条において、嫡子と衆子は服の等差によって区別されており、この点では五服制の嫡庶区別の方針を継承していると言えようが、五服で斬衰服の嫡子は単なる三等服の三ヶ月の末席に列せられ、「承重者」の存在感が薄い。嫡子が一等服（斬衰）から三等服に下げられた理由は、無論長幼の序列に基づくものであろうが、長幼の序列を超えた父系の継承論理はここでは継承されていない。

男系継承の意識の希薄さは「養父母」に関する処遇からも窺える。既に述べたように、五等親条は五服の斬衰三年の「為人後者為所後父」の「所後父」を「養父母」に読み替えることによって、継嗣関係を養育関係に一般化した。一方服紀条において「養父母」の等級に変化が見られる。五等親条では一等親に入っている養父母はここでは二等服の五ヶ月に下げられている。これについて義解は「其の養子為本生一年」としており、本生父母と養父母を区別している。生育と養育を区別する基準は無論血縁の濃淡によるものであろう。しかし、先述したように、中国の五服において、嗣子が継承するところの父のために一等の斬衰三年を服し、実の父母のための服は逆に降ろされ、一年となるのである。男系の継承に最大価値を置く五服制の基準と違って、服紀条に見える生父母養父母の区別は実際に個人からみた血縁の濃淡によるものであろう。両者は似て非なるものである。

Ⅱ 父系親族規模の削除について

五服制によって示されている膨大な親族集団に対して、養老令の五等親条においても服紀条においても大幅な削除が行われている。五等親条と服紀条はそれぞれ違う役割を担わされているにも関わらず、父系傍系親の削除においては同じ方針を採っている。養老令の五等親条と服紀条の削除内容を具体的に分類すると、①父系傍系親、②父系傍系親の配偶者、③夫族に対する妻の服、④父妾の「庶母」、「慈母」及び母の再婚相手「異父不同居」の四つに分けられると思う。②、③、④は次節で述べる。まず①の父系傍系親の削除についてみてみると、五等親条では主に五服制という緦麻親一曾祖父の兄弟姉妹及びその子孫－族曾祖父母、族曾祖姑、族祖父母、族祖姑、族父母、族姑、族兄弟姉妹、再従兄弟や従兄弟孫と兄弟曾孫－が削除され、服紀条ではさらに五服制という小功親一曾祖父、祖父の兄弟姉妹及びその子孫－従祖祖父母、従祖祖姑、従祖父、従祖姑、再従兄弟姉妹及び従兄弟子、兄弟孫が削除されている。ただ五等親条では傍系親を一際小さ

く縮小したものの、直系親に関しては、五服制と同様に己を含めて上下九世代としているのに対し、服紀条では傍系親のみならず、直系親の曾孫玄孫も削除している。

五服：高祖—曾祖—祖—父—己—子—孫—曾孫—玄孫

五等：高祖—曾祖—祖—父—己—子—孫—曾孫—玄孫

服紀：高祖—曾祖—祖—父—己—子—孫

その結果、服紀条の親族範囲がより狭く、より近親に凝縮されているといえよう。このような、父系親族集団の外枠から削っていく方法は確かに従来言われたように親族範囲の縮小⁷に繋がるものであるが、それはあくまでも形態上から看取された結果にすぎない。ここでは別の視点から考えてみる必要がある。

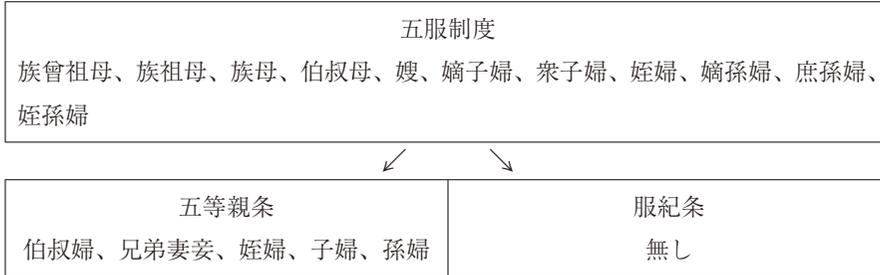
日本令において削除されたこれらの父系傍系親の名称は唐律令においてもあまり多く用いられていない。唐律を見ても、これらの名称が具体的に挙げられている条文は、名例律十惡条の不睦の部分、名例律八議条の議親部分、戸婚律同姓為婚、戸婚律為祖免妻嫁娶条、雜律姦從祖母姑条などの条文ぐらいである。皇帝親族関係の議親を除いて、主に親族間の相闘、相婚に関するもので、特に婚姻、性関係の禁止の範囲として用いられているのが注目される。唐律の十惡の「不睦」の部分が養老律においては削除されており、親族間の婚姻あるいは性関係を禁止する条文も「同姓不婚」の慣習のない古代日本に受け入れられたとは考えにくい。従って、これらの父系傍系親族の名称が日本律令において実質の意味を持たず、削除されても律令全般の導入に障害を齎すことはなからう。もう一つ念頭におくべきことは、両社会の異なる祭祀観である。父系親族集団の宗族にとって最も重要な行事は祖先祭祀である。日常生活の上では同一生計体でない父系傍系親も、祖先祭祀を一緒に行うことによって、一族的連帯感を強めるのである。一方、古代日本にはこのような父系親組織が存在せず、父系一族による集団的祖先祭祀も見られない。従って、両社会の親族の認識範囲が大きく異なっていると思われる。養老令の両条に見られる父系傍系親の削除から、五服制に示された中国の父系親族集団の体系そのものが受け入れられておらず、抽象的な宗族理念よりも現実の生活の中で関係性の高い親族のみ親族として認識する古代日本の親族観を垣間見ることができる。要するに婚姻習俗、親族構造の相違によって、古代中国と古代日本とでは、親族認識の範囲が大きく異なっており、その認識の違いがまた中国の親族名称を導入する時に一つのフィルターとして働いていたのではないか。

Ⅲ 女性の帰属について

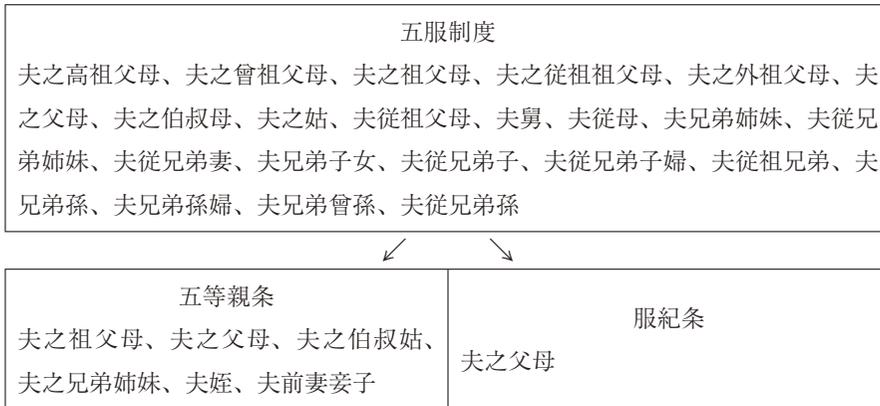
養老令の五等親条も服紀条も唐の五服制を最も大きな改変を加えたのは女性に関する名称である。以下その方法について見てみる。

A 父系傍系親の配偶者の削除

前節で述べたように五等親条と服紀条において、父系傍系親のみならず、父系傍系親の配偶者の削除も行っている。その削除を図で表すと次のようになる。



つまり、五等親条においては、父の兄弟、兄弟、子、姪、孫の配偶者に限られ、服紀条になると、傍系のみならず、直系の卑幼の配偶者も徹底的に削除された。この削除はまた、夫族に対する妻の服喪の削除と表裏をなしている。五等親条において、夫族への服が著しく減らされ、服紀条になると、「夫之父母」のみとなっている。以下の通りである。



中国社会では、女性が結婚によって父族から夫族に移入する。夫族に入った女性は、夫と一体化され、夫の親族との間に服喪関係が生じるが、その多くは相互に同等の服喪義務を存する反報関係である。尊長の場合は夫と同様に夫族の卑幼から服を享け、卑幼の場合も「子婦、孫婦、姪婦」として尊長から服を享ける。このような女性と夫族の服喪関係は、そのまま女性の夫族への帰属を物語っているが、結婚によって夫族へ移入する慣習のない古代日本にとって、このような夫族への帰属意識は馴染めなかったのではないか。

B 「在室」と「適人」の区別に対する削除

今述べた父系傍系親の配偶者に対する服喪、妻の夫族への服喪の排除と関連の問題と

して、女子の名称の問題がある。五服制において、女子は未婚と既婚とに区別される。未婚者は「女子（子）在室」と言い、既婚者は「女子（子）適人」と言う。未婚在室の女性の服の等級は基本的に「衆子」、「衆孫」と同様であるが、結婚して本族から離れた女性の服は在室の女性より一等等下がる。所謂降服である。それは無論先述した結婚によって生じた女性の帰属の変化を意識した区別である。女性が結婚によって夫の族に入るため、父族にとっては疎遠な存在となるため、服制では一等降ろされたのである。このように女子の帰属を意識した区別は未婚既婚にとどまらず、「出母」、「嫁母」などに対する服からも窺える。「出母」とは父親に離婚させられた母を指し、「嫁母」とは父の死後他人に嫁した母を指す。両母とも結婚によって父の族から離れた者と目され、その変動が子の服にも影響する。母親が「出母」、「嫁母」になる場合、子供の服は母に対する齊衰三年から一等下げて齊衰杖一年になる。何故なら、子にとって「母」はあくまでも今現在父の正妻で、その座にいる母に対して齊衰三年の喪に服するからである。また嫡子の場合には父の継承者であるため、「出母」、「嫁母」に対しては無服になる。

一方養老令の両条においては、中国の五服制のように未婚と既婚が区別されておらず、男子と女子も区別されていない。女子は男子と同様に「子」と称されており、姉妹、オバの場合もただ「姉妹」、「姑」となる。結婚による区別の形跡がない。これは先述した父系傍系親の配偶者の服や妻の夫族に対する服の削除と対応しており、両条ともに徹底して排除した部分である。これらの削除は無論両社会の婚姻居住規制の相違に起因していると思われるが、この削除によって、父系社会では重要視された女性の帰属の移動に関する意識が完全に払拭されたのである。

Ⅳ 多妻婚的名称使用法

A 「妻」と「妾」

妻妾制度とは、正式の配偶者妻とそうでない妾を同時に持つことが許容される制度である。古代中国で行われていた妻妾制では、妻を一人に制限するが、妾を持つことが許容されていた。複数女性対単数の男性という点では、古代日本の多妻制に相似している。しかし、中国古代の妻妾制の特徴は妻と妾の地位を厳密に区別するところであり、この意味では、正確には「一夫一妻多妾制」というべきものである。五服制において妾は極めて低い地位に位置づけられている。呼称上、妾が夫を「夫」と呼ばず「君」と呼び、夫の正妻を「女君」と呼ぶ。このような呼称法からも妾の従属的な立場が窺える。妾は「君」及び「君の長子」のために「斬衰三年」、「女君」及び「君の庶子」のために「齊衰不杖期一年」を服するが、妾に対する服は短くしかも低い。妾は自分の生んだ子供或いは養育した子供からは齊衰三年の服を享けるが、そのほかの君の子供からは「庶母」として總麻三月の服しか享けられない。妾は夫にとって非正式配偶者、夫族にとって非正式成

員であるため、妾の親族は妻のように、「妻党」として夫族と親族関係を生じることはない。妾の地位を端的に示すのは、その所生が嫡子になった場合である。もし妻に男子がおらず、妾子が嫡子になった場合、その子の生母に対する服がさらに三ヶ月の緦麻に短縮される。何故ならば、宗の正統を承ける者として、宗にとって非正式の成員の生母のために服を重くすることができないからである。

このような五服制の妻妾区別は、養老令の五等親条においては悉く排除され、妻も妾も平等に二等親に並べられている。妻妾自身のみならず、「夫前妻妾子」、「妻妾父母」も平等にされ、自分の妻妾のみならず、「兄弟妻妾」も同じく平等に並べられている。この条文における妻妾平等についてはこれまで多くの研究者に注目されてきたところで、その理由も概ね古代日本社会では妻と妾がはっきり区別されていなかったためと説明されており、筆者もそれに賛同している⁸。しかし、目を服紀条に向けると、そこでは妻妾が区別されている。それについての諸注も「夫為妻服三月。次妻無服也」、「為妾無服」とある。即ち養老令において、妻妾区別と妻妾平等の条文が並存しているのである。何故か。未だ納得のいく説明を見ない。やはり妻妾区別＝家父長制、妻妾平等＝古代日本の慣習という思考パターンから離れて、別の角度から考える必要があると思われる。

養老令における妻妾区別の条文と妻妾平等の条文を見ると、妻妾区別は主に結婚、離婚、財産相続、服紀に関するもので、妻妾平等の条文は主に戸の独立、等親に関するものである⁹。前者は一個人の私的な事柄に関する規定が多く、後者は律令国家が掌握せねばならぬ公的な事柄に関する規定が多いことがまず言えよう。五等親条自体が律令の多くの条文の等親基準になっており、明石一紀氏の研究によると、養老令において五等親条の適用事例は、連帯責任・共同利益・相互扶助の公的・行政的義務や権利に結びついているという¹⁰。女性が夫の家に入らず、妻と妾がはっきり分けられなかった当時の実態から考えれば、等親上で妻妾を区別することは行政的義務や権利を執行するのに困難をもたらす可能性がある。一方、応分条、服紀条など私的事柄に関する条文の妻妾区別は、律令全体に及ぼす影響が少ない。そして制度的にしかも事前に妻か妾かを定める慣習のない、夫婦関係も半ば不安定で、別族意識の強かった当時では、このような妻妾区別はある種の選択の自由を提供していたというのは私の考えすぎであろうか。つまり、妻として服するか、妾として服さないかは個人を取り巻く諸要因によって決められるからである。また実質的な意味を有しない七出条や先由条を見ても、結婚、離婚の自由度の高い人間関係にとって、妻妾区別はかえって好都合と言ってもよからう。

B 「嫡母」と「継母」

妻妾の処遇を考える際、関連の問題として同じく二等親に並べられた「嫡母」、「継母」について触れておきたい。そもそも五服制の中において、「嫡母」とは妾の子供から見た父の正妻のことで、「継母」とは前妻の子供から見た父の後妻のことである。両者と

も父親の正妻である。従って、五服制においては「子為母」の齊衰三年の服になる。古代中国の一夫一妻多妾制の原理から言えば、父の正妻も継妻も子供にとっては「母」か「継母」か「嫡母」のいずれである。妻が一人であると同様に、「母」もあくまでも父の正妻である。これは「嫡母党」および「継母党」に対する服喪から見れば明瞭である。妾の子或いは妾に養育された他の妾の子は、生母あるいは慈母¹¹の服をするが、その親族に対しては服さない。一方妾の子は嫡母に対して無論齊衰三年の服をし、そして嫡母が生存している限り、嫡母の父母兄弟に対しても服する。即ち、妾の子にとって、「母」はあくまでも嫡母で、「母党」も嫡母の父母兄弟を意味するのである。正妻の子でも母が離婚させられた場合、母に対する服はあっても、母の父母兄弟姉妹に対しては服せず、「継母の党」のために服するのである¹²。このように一見煩瑣に見える諸母に対する規定を吟味してみると、一妻制の原理に基づいて細心に設定されていることが分かる。ところが、このような語義で養老令五等親条を眺めると、父の正妻であるはずの「嫡母」「継母」が養親の「養父母」よりも低い二等に置かれたのはいかにも不思議である。一体これらの漢字名称は当時どのように理解されていたであろうか。『令集解』引用の『古記』の注釈によれば、「嫡母」の訓は「麻々母」であり、また『和名類聚抄』の「継母」項を見ても「萬々波々」となっている。即ち、ここで用いられた「嫡母」、「継母」は日本語の親族名称「ままはは」として理解されていたのである。

古代日本の家族形態、婚姻形態を考える時に、その居住形態に対する理解は前提として不可欠である。古代中国の娶嫁婚では結婚によって女性が夫の家に入るの、所謂夫方居住婚が行われていた。それに対し、古代日本では通い婚或いは妻方居住一結婚後妻の家に住む形態一或いは新処居住一新しい所に住む一が行われており、一人の男性が複数の女性の所へ通うことが可能な一夫多妻婚である。後に男性がある女性と同居していても、ほかの女性の所への通いが続けられる。このような結婚形態下にある女性の生活の最大の特徴は、夫の家に住まないことである。このことはまた夫の家の秩序の中に組み込まれないことを意味し、さらに夫のほかの女性とはまったく別の生活体で生活を営むことを意味する。五等親条に見られる妻妾平等はこのような婚姻形態に根差していると言えよう。そして子供達にとって、生母以外の父のほかの妻は「ままはは」なのである。即ち「ままはは」は本来嫡庶の関係なしに、生母以外の父の婚姻配偶者を指す言葉である。母子が最少の生活単位であったと考えられている¹³古代日本では、生母は母、養育してくれるならば養母で、何れも一緒に生活する「母」である。しかし、「ままはは」は血縁関係がないだけでなく、別個の生活体にいる「母」なので、生母、養母より一等下げて二等に置くのは頷ける。とすれば、一等親の「母」、「養母」と二等親の「嫡母」、「継母」の区別基準は、血縁観念もあるが根本的には実際の生活の親疎度によるものではないかと思われる。「ままはは」は自分を生んでいない母、異母である点では中国の親族

名称「嫡母」、「継母」と共通点を持っている。それも恐らく律令用語として採用された理由ではないかと思われるが、考えてみれば、Ⅱで触れた、父の妾の名称として削除された「庶母」も「慈母」も場合によっては「ままはは」として表記することが可能である。『古事記』や『日本書紀』において、天皇の異母には「庶母」、天皇の異母兄弟には「庶兄」、「庶妹」といった名称が用いられているのである¹⁴。天皇の異母は「庶母」、その異母兄弟は「庶兄」、「庶妹」と表記しているのは、天皇を正統の嫡系とする見方によるものであるが、五等親条や服紀条における「庶母」・「慈母」の削除もある種の意図に基づくものであろう。つまり妾を意味する名称「庶母」「慈母」を削除し、正妻を表わす「嫡母」、「継母」を用いているのは、恐らく尊長として「ままはは」の等親や服喪の正統化を示すためではないかと考える。本来一妻多妾制で用いる用語はここでは妻妾序列の理念と関係なく多妻婚に適用する方法が案出されているのである。違う婚姻制度、親族体系を持ち、意味も用法も違う漢語系の親族名称が、古代日本において、和訓の意味がその基底にありながら、漢字の視覚的効果を利用してさまざまな変化を与えられている点が興味深い。

三 五等親条と服紀条について

以上、養老令における漢語系親族名称の応用法について考えてきた。同じ五服制を継受しながら養老令の両条がそれぞれ異なる側面を持っていることは、先学に注目されている。両条の相違については、五等親条に比して服紀条こそ日本固有の親族観を反映しているとする見解¹⁵、五等親条は横の連帯関係を示しているのに対し、服紀条は縦の親族秩序を示していること、さらに両条の機能として、五等親条が公的、行政的な機能を持っているのに対し、服紀条は私的、個人的な関係を規定する条文であるという見解がある¹⁶。これらの見解は両条文の、律令における用法から析出された結論で大変示唆に富む。ここでこれらの研究を踏まえながら、もう一度唐律令継受の文脈の中で、両条がそれぞれ担わされた役割について考えてみたい。

まず五等親条について。この条文は律令全体特に律において一つの等親基準として機能している。このような等親基準は唐律令を継承するために欠かせないものである。唐律職制律役使所監臨条の注に「親属、謂總麻以上、及び大功以上婚姻之家」とあるのが養老律の当該条において、「親属、謂五等以上、及び三等以上婚姻之家」に書き換えられているように、唐律令の親族名称、等親基準に対応するために日本律令にもそれ相応の親族名称、等親用語が必要なのである。かつて中田氏が唐律の五服親の用語が養老律において悉く五等親の用語に書き換えられていることを指摘している¹⁷。養老律における等親の用法を見ると、その多くが家庭内の殺、盗、姦、告、鬪などに関する規定であることが分かる。これは唐律令との対応関係から見れば当然の結果である。唐律の名例律で最も大罪と見なされる「十惡」の中で「惡逆」、「不孝」、「不睦」、「不義」、「内乱」

などほぼ半分の内容が家族、親族間の問題で占められているところから見ても、律令において、家族、親族間の秩序がいかに重要視されているかが分かる。国家の基礎が家族、親族であり、家族、親族の秩序が国家の秩序に繋がるというのが古代中国の社会秩序観である。従って、親族間の詈、殴、鬪、告、盗、売、殺などの行為が当事者達の親族関係の親疎、上下、尊卑によって量刑されるので、等親基準が最も多く用いられているのである。唐律を継受した養老律に見えるこのような用法も明らかに導入と対応の産物である。一方、養老令における等親の用法を見ると、戸令五か条（逃走条、給侍条、聽養条、戸奴姦主条、戸化外奴婢条）、選叙令一条（同司主典条）、宮衛令一条（宿衛近侍条）、儀制令一条（太陽欠条）、獄令三か条（流移人条、獄官司条、至配所条）に等親基準が用いられており、戸籍、任官など公的行政的な条文に用いられていることが分かる。唐律と養老律の親等の対応関係から推察するに、これも恐らく唐令と対応した用法ではないかと思われる。要するに、五等親条は律令国家が官僚制度の整備、人民掌握のために用いる等親基準である。国家の基礎である家族の秩序維持や、人口、戸籍、土地を掌握するために用いられているこの条文の役割は、主に親族の「規模」と「関係性」を示すところにあるのではないかと思われる。このような律令における五等親等の役割を念頭において、従来指摘されてきた五等親条の諸特徴を眺めてみると、理解しやすくなる。例えば、この条文の持っている男系（父・夫・子）と女系（母・妻・娘）の峻別意識を考えても、唐律令の等親基準は夫方居住婚社会を前提にしているので、父系親との関係密度が高いことは言うまでもない。従って養老令の等親も其れ相応に作らなければならなかったのであろう。そしてこの条文の持つもうひとつの特徴の平等主義も、この条文の性格によるものと理解される。即ち五等親条は律令国家が上から家族、親族を掌握する等親基準なので、五服制の持つ親族規模や関係性の機能を継承しているのである。ここで言う「関係性」は親疎の度合で、親族内部の秩序ではない。無論、五服制のこのような機能を継承することは中国の親族規模や内容をそのまま継承することを意味しない。馴染みのない膨大な父系親の一部を削除し、その代わりに己を中心に上下三世代（父の世代、子の世代）の多妻婚による人間関係、さらに養父母など養育関係を入れて「横広がり親族関係」を構築しているのである。

一方、服紀条は五等親条ほど唐令条文との対応が要求されておらず、養老令においても仮寧令や喪葬令の関係条文以外、令全体に与える影響が少ない。五等親条に比して、服紀条はより日本固有の親族法に近いという見解も諸家により説かれているところである¹⁸。これはこの条文において行われた父系親の降下と母系親の上昇から見ても分かる。多くの指摘があったように、服紀条において「外祖父母」が四等親から三等親に上昇しており、父系傍系親の「伯叔父姑」は二等親から三等服に降下したのに対して、母系傍系親の「舅」と「姨」が四等親にとどまっている。その結果、服紀条において、女系（母、妻、

娘)と男系(父、夫、子)間の差が縮小され、五服制や五等親条に比して、女系の相対的な上昇が図られているのである。唐令との対応関係から考えても、服紀条に五等親条ほど唐令に牽制されずにすむ一面は確かに持っていると言えよう。この条文の最も大きな特徴は父系親に対する思い切った削除である。五等親条の三等親以下の親族が高祖父母、外祖父母、舅姨以外はほとんど削除されている。服紀条のもう一つの特徴は、区別意識にある。主従、血縁、長幼、嫡庶、妻妾が悉く区別されているのである。この条文の一等服の筆頭に付け加えられたのが君と本主で、五服の「国官为国君」を継承している。また五等で本生父母と同格に一等に並べられた「養父母」が一等親から二等服に、「嫡母、継母」が二等親から四等服に、「継父同居」が三等親から四等服に、「異父兄弟姉妹」が三等親から四等服に、そして夫族に対する妻の服として唯一残った「夫之父母」も二等親から三等服に下げられている。そこに血縁の有無による区別の意識がはっきり読み取れる。次に顕著に区別されたのは長幼である。まず直系の高祖父母、曾祖父母を服の対象としながら直系の卑幼である曾孫と玄孫を服から除いた。そして「嫡子」が一等親から三等服に、兄弟子が二等親から五等服に等級が下がったのも長幼の原理に基づくものであろう。卑幼のみならず、兄弟姉妹は二等親から三等服、従父兄弟姉妹は三等親から五等服に下がっているのに対し、尊長の祖父母は二等親から二等服、曾祖父母が三等親から三等服でそのままである。かつて中田薫氏が、養老令の服紀条に見える、己系、父系、祖系の三系を通じて、その始祖に対して世代ごとに服が下がる計算法は日本固有の親族計算法であると指摘したことがある¹⁹。中国では「父子一体」の思想があり始祖とその子孫が基本的に同じ服の等級である。それに対し、世代ごとに服が下がるという日本の計算法はあきらかに個人基準に構築された長幼関係である。さらに嫡庶についても嫡子(三等服)と衆子(四等服)の間にも、嫡孫(四等服)と衆孫(五等服)の間にも一等級の差が設けられ、それに対応させるかのように、妻と妾も服の有無によって区別されている。ただこのような区別意識を前述したように直ちに父系的論理と結び付けるのは早計で、五服制度の秩序観の読み替えと理解すべきである。

要するに、国政運営上に用いられている五等親条と違って、服紀条は私的服喪関係を規定する条文である。服喪を一個の制度として導入するという自体、私的と言い切れるかどうか躊躇されるが、服喪という行為の主体はあくまでも個人である。この意味で私的、個人的性格のある条文と一応言えよう。この条文は官人の休暇などごく少数の条文に影響を与えるものの、律令全体には響かない。従って、五等親条よりより社会の実情に即した親族名称の取捨選択ができたのではないか。思い切った父系親の削除や、結婚による女性と夫族の関係の削除ができたのも、この条文は律令に全体的な影響を及ぼさないからであろう。ただこの条文も律令の一部である以上、あくまでも中国の五服制度を手本としていることを忘れてはならない。親族範囲が縮小したものの、その人間

関係の中で長幼尊卑の序列化を図ったのは恐らく五服制度の礼法を導入しようとしたのではないかと考える。即ち中国の親族組織の内容ではなく、その秩序を導入したのである。それもまたこの条文において五服制度の父系理念が尊卑長幼の秩序に読替られている理由であろう。五服制度の礼法を継承しながら、日本の親族関係の秩序を再構築したのが服紀条である。

四 おわりに

親族制度・家族制度の構築を目指した律令国家は、唐の親族制度を古代日本社会に適合させるために五服制の親族名称を細心に選択し、改変を加えた。養老令儀制令五等親条と喪葬令の服紀条はともに中国の礼制五服制度から継受した条文である。五服制度は父系親族組織の理念と価値観が反映され、親族の親疎関係と親族内の階層を重視する制度である。服喪基準＝等親基準とする中国の一元的な基準法と違い、養老令ではわざわざ五等親条と服紀条の二条を設けている。その理由はおそらく日本令の継受的性格からくると考える。五服制が中国父系社会の土壌の中で家族、親族間の礼法として形成され、また同じく土壌の中で形成された律令制度に利用されている。従って、五服制には家族、親族の礼法としての側面と国家が人民を統治する政治的道具としての側面を持ち合わせているのである。唐律令を導入した古代日本にとって、このような公私両面の性格を持った五服制で以って一元的に社会を律することは恐らく困難であろう。国家が律令という「制度」を導入することができても、「土壌」を輸入することはできない。家族、親族はどの社会においても制度の改変によって直ちに変わることはできない、いわば基層的な部分である。このジレンマの中で案出されたのが五等親条と服紀条ではないか。唐律令に用いられている五服の、政治的側面を継承するために五等親条を設け、そして五服の礼法としての側面を継承するために服紀条を設けたのではないかと思われる。このように異なる役割を担わされた両条は、一方は律令全体及び戸籍など公的行政の執行上の等親基準として用いられ、もう一方は、民の教化として、主に親族間の秩序を示す役割をしている。両条文とも五服制の父系中心の「表現」を忠実に継承し、日本固有の親族法が反映されていると考えられる服紀条でさえ、父系と母系が限りなく接近しながらも、その間になお一等級の差が設けられている。しかしながら、五等親条に見える男系女系の区別も、服紀条にみえる長幼、嫡庶、妻妾の区別も父系的論理とは異質なものであることも忘れてはならぬ。そこでは五服制の父系理念の読み替えが行われていたのである。すでに見てきたように、父系親族組織の体系に対する違和感から父系親族が大幅に削除されており、父系社会で重要視されている男系の継承者が五等親条において「子」と一般化され、服紀条においては長幼の論理によって等級が降ろされている。そして五等親条、服紀条が共通して根本的に改変したのは、五服制度にある女性の名称である。夫

方居住婚が行われている父系社会で重要視する女性の帰属の問題が、養老令の両条特に服紀条においては、完全に見えなくなったのである。そして両条の方法を見ると、親族名称の操作によって五服制を読み替えていることが分かる。これまで見たように父系親名称のそのものの削除のほか、「嫡子」、「嫡孫」の「嫡」や「女子在室」、「女子適人」の「在室」、「適人」などの限定語をとること、「所後父」を「養父母」に変えること、「嫡母」「継母」などの用語を多妻婚的に応用することなど、様々な親族名称の操作が行われたのである。

¹ 牧野巽氏が「日支親等制の比較」(『民族』3-6 1928年、後に『支那家族研究』に再録)の中で五服制が等親制として用いられたのは唐以降としており、中田薫氏も「日本古代親族考」(『国家学会雑誌』43-1 1929年、後に『法制史論集』第三巻に再録)で、同様の見解を述べている。しかし、『宋書』に「尋劫制、同籍期親補兵、大功不在此例。」とあり、また『魏書』に「案律『売子有一才刑、売五服内親属、在尊長者死。期親及妾與子婦流』とある。すでに魏晋南北朝から法律用語として用いられているとみるべきであろう。

² 五等親条と服紀条は唐令よりも唐礼から継受したという認識が一般的であったが、近年になり唐朝後期には喪葬令に五服関連条項を含む本が存在したのではないかと推測されており『唐令拾遺補』では唐礼の継受も唐令の附載の形によって行われたと考えられている。ただそれはあくまでも附載であって、令本文には五服の条文がない。

³ 牧野前掲論文、中田前掲論文、明石一紀『日本古代の親族構造』(吉川弘文館1990)成清弘和『日本古代の家族・親族』(親等制(五服制)と親族名称)(岩田書店2001年)

⁴ 正服とは本来の服で、自然的血縁関係に基づく服を言う。加服とは正服に付け加えた服、義服とは後天的社会的原因によって生じた服を言う。降服とは出嫁、出継などの後天的社会的原因によって本来の服が低められることを言う。

⁵ 中田前掲論文、成清前掲書

⁶ 「養父母」という名称が唐律には見当たらない。「養われているところの父母」を意味する「所養父母」があるが、そこから取った名称か。なお大宝令の服紀条に「養父母」の語が存在しなかったことはすでに滝川政次郎氏によって『律令の研究』(刀江書院1931年)で指摘されている。養老令から用いた用語か。

⁷ 中田前掲論文、成清前掲書

⁸ 中田前掲書、関口裕子『日本古代婚姻史の研究』(塙書房1993年)、吉田孝『律令国家と古代社会』(岩波書店1983)、明石前掲書、成清前掲書、拙著『平安貴族の婚姻慣習と源氏物語』(風間書房2002年)

⁹ 養老令本文において妻妾を区別しているものに、戸令七出条、先由条、殴妻祖父母条、応分条及び服紀条などがあり、妻妾を同一視しているものに、戸令為戸条及び五等親条がある。

¹⁰ 明石前掲書

¹¹ 慈母とは、子を持たない妾で君の命により母親を失った妾の子を養育する者を言う。五服において、「妾」の生母に関する服の規定はないが、「慈母如母」から推測すると、妾も生母として齊衰三年の服を享けると思われる。

¹² 五服の齊衰杖周の降服の「父卒母嫁及出妻之子為母皆報」の傍注に「父卒為父後者为嫁母出母無服。母猶服之不為出母之党服則為繼母之党服」とあり、また總麻服の「為嫡母之父母兄弟從母」

の傍注に「謂妾之子為嫡母之父母及兄弟姉妹。嫡母卒則不服」とあり、また「母出為繼母之党父母兄弟従母」の傍注に「母卒則為其母之党服不為繼母之党服」とある。

¹³ 吉田前掲書

¹⁴ 『古事記』中巻開化記に「此天皇……又、娶庶母伊迦賀色許売命」とあり、『日本書紀』卷四開化紀に「六年春正月辛丑朔甲寅、立伊香謎命為皇后繼」とある。なお記紀には天皇の異母兄弟姉妹を「庶兄」「庶妹」の用例が多い。これについて、また別稿で論じる。

¹⁵ 牧野前掲論文、中田前掲論文

¹⁶ 明石前掲書

¹⁷ 中田前掲論文

¹⁸ 牧野前掲論文、中田前掲論文、明石前掲書、成清前掲書

¹⁹ 中田前掲論文